

一般社団法人全信工協会顧問及び参与規程

令和元年12月1日
理事会規程第14号

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人全信工協会定款第30条及び第31条の規定に基づき、顧問及び参与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(顧問及び参与の該当者)

第2条 本会の顧問及び参与は、以下の各号のいずれかに該当する者から選任する。

- (1) 本会の目的及び事業に関し造詣が深く、有益な助言及び見解を有する者
- (2) 本会の役員歴任者で、引き続き指導的である者
- (3) 本会に対する功績の大なる者

(委 嘱)

第3条 本会の顧問及び参与は、前条に該当する者で、総務委員会の推薦に基づき、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(職 務)

第4条 本会の顧問及び参与は、次の職務を行う。

- (1) 総会及び理事会に出席し、議長の求めに応じて意見を述べること。
- (2) 理事長の諮問にこたえること。
- (3) 理事長の求めに応じて職務を遂行すること。
- (4) 理事長が特に必要と認めた委員会、会議等に出席し、議長の求めに応じて意見を述べること。

(任 期)

第5条 本会の顧問及び参与の任期は2年する。ただし、再任を妨げない。

(報酬及び費用)

第6条 顧問及び参与は無報酬とする。ただし、理事長が必要と認めた場合は、別に定める額を支給することができる。

2 顧問及び参与には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができ、別に定める「役員に対する費用弁償規程」を適用する。

(費用の支給方法)

第7条 前条の報酬は、その都度、その金額から源泉徴収額を控除した額を支給する。

(細 則)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別途定める。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月9日から施行する。